

平成 28 年度第 1 回（第 10 期）浦安市廃棄物減量等推進審議会（議事要旨）

1 開催日時 平成 28 年 7 月 12 日（火）午後 3 時 00 分～午後 4 時 35 分

2 開催場所 浦安市役所 10 階 協働会議室

3 出席者

（委員）

篠原委員、中尾委員、崎野委員、道下委員、宇田川委員、國府委員、下田委員、
畑山委員、益子委員、志村委員、橋本委員、荒井委員、平林委員、飯田委員

（事務局）

大塚都市環境部長、仲谷都市環境部次長、熱海ごみゼロ課長、林崎クリーンセ
ンター長、堀木課長補佐、亀山副主幹、石井副主査、三上副主査、細川副主査

4 委嘱状交付式

- （1） 開会
- （2） 委嘱状交付
- （3） 副市長挨拶
- （4） 委員紹介及び事務局紹介

5 会議次第

- （1） 会長及び副会長の選任について
- （2） 審議会の所掌事務等について
 - ア 審議会の進め方について
 - イ 審議会の審議内容等について
- （3） 平成 28 年度審議事項等及び今後のスケジュールについて
- （4） 浦安市の廃棄物の現状と課題について
- （5） その他連絡事項

6 会議経過

事務局が議事を進行した。

委嘱状の交付を行い、副市長挨拶の後、第10期委員の紹介が行われた。

会長・副会長の選任について審議が行われ、荒井委員より「下田委員を会長、畑山委員を副会長に推薦する」案が出され、委員全員がこれを了承した。

浦安市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第1項により、会長を議長とし、これ以降、会長が議事を進行した。

○ 審議会の所掌事務について

- ・事務局 「会議を公開すること」、「議事録の確認を会長に一任いただくこと」及び「各委員の氏名を記載した概要として市ホームページ等に掲載し公表すること」を報告する。
- ・会長 ただ今事務局より報告があったことについて、承認することにご異議はあるか。
- ・委員 異議なし。
- ・会長 異議なしと認め、事務局の報告を承認とする。

○ 平成28年度審議事項等及び今後のスケジュールについて

事務局より「審議事項等及び今後のスケジュール」説明を行い、委員による質疑を行った。

主な説明、質疑内容は次のとおり。

- ・事務局 第10期審議会におきましては、主に一般廃棄物処理基本計画の改定に焦点を当てていくこと。この基本計画は5年を目途に改定することとなっており、現在の基本計画は平成25年3月に改定し、次回は平成30年3月（平成29年度）が改定の時期となる。今年度はこれらの基本事項・重要事項について事前学習を行っていきたいと考えている。

今後のスケジュールについては、9月頃に「クリーンセンターの施設見学」を、11月頃に「基本計画の減量目標値や再資源化の設定」について、また、平成29年1月頃に「減量目標値と再資源化率達成の施策について」他市の状況等をご説明し、ご意見をいただきながら進

めていきたい。

- ・会 長 事務局より説明があったことに対して、何かご質問はあるか。
- ・委 員 センターの見学は課題が定義され、それを検証していくのか、それとも単なる見学になるのか。
- ・事務局 今のごみ処理の実態を見ていただき、それを踏まえて施設整備の見直し、また本市のごみ処理・再資源化の現状を見ていただく。
- ・会 長 他にご質問はないか、なければ本件についての審議は終了したい。

○ 浦安市の廃棄物の現状と課題について

事務局より「浦安市の廃棄物の現状と課題について」説明を行い、委員による質疑を行った。

主な説明、質疑内容は次のとおり。

- ・事務局 本市における総ごみ排出量は、過去5年おおむね減少傾向となっている。

家庭系ごみは確実に減っているが、これは経済状況の変化に加え、市民の方々にごみの減量・再資源化でご協力いただいた結果であることが伺われる。逆に事業系ごみについては27年度は減ったものの増加傾向にある。ごみゼロ課としても危惧しており、第9期審議会の中で「事業系ごみの発生抑制について」をテーマにした答申をいただき、現在マニュアル作りを行っている。

1日一人あたりのごみの排出量は「一般廃棄物処理基本計画」の目標値であるが、年々確実に減ってきている。しかし、国や県の平均値に比べると低い訳ではなく、同等もしくは高い数値であるため、更なるごみ減量の努力をしていく必要がある。

資源回収については、平成23年の震災前は焼却灰をエコセメント化して再資源化していたが、その後は施設そのものが操業停止になり、平成24年度は再資源化がされず全て埋め立て処分された。しかし、平成26年度からは焼却残さの一部をリサイクルに回しており、資源化率が上がってきている。

浦安市の取り組みにおいて「ビーナス計画」がある。これは平成3年にスタートした市民参加によるごみの減量施策である。

平成3年当時の本市は、人口の増加と共に大量生産・大量消費により大量廃棄がされていた時期であり、「循環型社会」に変えていくためにスタートした計画である。

収集形態については現在、資源物（紙類・びん・缶・ペットボトル）、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、及び粗大ごみの5分別（8種類）の収集を行っており、拠点回収では市役所、公民館等の公共施設で飲料用紙パック・白色トレイ・紙製容器包装、及び不要はがきの回収、廃食油・古着古布皮革類の回収も行っている。

さらに市内における自治会・子ども会等で自主的に行っている集団資源回収事業の取り組みも行われている。

平成26年2月、国の実証事業としてスタートした小型家電リサイクル事業も同年4月より本格稼働し、翌年度からは解体・分別作業等を福祉事業団体に委託しており、レアメタル等の有用な金属回収を行い、国の中で循環している。

事業系一般廃棄物の発生抑制についても現在「事業系一般廃棄物」のガイドライン作成を進めている。

廃棄物に係る課題については、廃棄物の排出量が減少傾向にあるなど、一定の成果は収めているものの、最終処分場を持たず焼却残さを他県に依存している本市においては、更なる廃棄物減量を促進していくためには、新たな事業展開などについても検討していく必要がある。

- ・ 会 長 事務局より説明があったことに対して、何かご質問はあるか。
- ・ 委 員 どこまでが事業者のごみとなるのか。
- ・ 事務局 事業活動に伴い排出される廃棄物には、産業廃棄物と一般廃棄物がある。また、産業廃棄物の種類については法律施行令で具体的に示されており、それ以外を一般廃棄物としている。
- ・ 委 員 産業廃棄物にはマニュアルなど定義があるものなのか。
- ・ 事務局 法令その他政令で定められている事業活動に伴って生じた廃棄物である。
- ・ 会 長 他にご質問はないか、なければ本件についての審議は終了したい。

○ その他連絡事項

- ・事務局 本審議会の報酬の支払いについて説明した。
- ・会 長 他にご質問はないか、なければ本日の審議は終了したい。